

【概要版】平成 30 年度 第 3 回 互理町入札監視委員会 会議録

1 開催日時 平成 30 年 7 月 19 日（木）午前 9 時 30 分から 12 時 00 分まで

2 開催場所 互理町役場仮庁舎 2 階大会議室

3 入札監視委員会委員

出席者 佐藤 英世 委員長（大学院教授）

奥村 誠 委員（大学院教授）

真田 昌行 委員（弁護士）

太田 和子 委員（税理士）

欠席者 高橋雄一郎 委員（公認会計士）

説明員（説明のため出席した職員）

企画財政課長、新庁舎建設準備班班長、副班長

都市建設課長、都市整備班長、副班長

上下水道課長、施設班長

事務局

企画財政課長、財務班長、財務班主幹、財務班主事

4 開催内容

(1) 開会のあいさつ 入札監視委員会委員長

(2) 入札及び契約の手続きの運用状況等報告 企画財政課長

(3) 事案審査

① 平成 29 年度 互理町新庁舎・保健福祉センター建設工事

② 平成 29 年度 災害復旧事業 町道大畑浜北線 配水管布設工事

③ 平成 29 年度（仮称）わたり seaside base 外構工事

④ 平成 29 年度 互理町道路台帳更新業務委託

⑤ 平成 29 年度 互理町新庁舎・保健福祉センター建設監理業務委託

(4) 今回抽出資料の説明及び次回抽出者の確認

(5) 閉会

- 事務局** 資料説明及び職員紹介。
亘理町入札監視委員会条例第5条第2項の定めによる、会議の成立の確認。
- 委員長** 開会のあいさつ
- 事務局** 現在の入札の運用状況等について報告
- 事務局** (これまでの入札制度改革の取組状況を説明)
- 亘理町で官製談合事件が発生し、入札制度の信頼性を損ね、町民の信頼も大きく裏切る結果となり、平成28年12月に入札制度改革に係る基本方針をとりまとめ、それに基づいて、実施計画書を策定し、入札の透明性・競争性・公正性を向上させることを目的として、一連の入札制度改革に取り組んできたところです。
- 入札制度改革の実施状況ですが、まず平成28年度の取組ということで、基本方針、実施計画書などを作成し、入札実施手順書や不落随意契約基準の制定、予定価格の事前公表が、平成28年度の取組として行った一番大きいものではないかと考えております。
- 平成29年度の取組として、一般競争入札の拡大ということで、これまで一般競争入札の範囲を建設工事の設計金額5,000万円以上だったものを1,000万円以上まで拡大したことが大きなところです。また、入札会の傍聴の実施で透明性を図り、また、本日開催しています、入札監視委員会を設置いたしまして、昨年度は2回開催したところです。
- また、さらなる競争性の向上を図るために、予定価格5,000万円以上の工事案件については、1社入札の場合は中止という事を決めさせていただきました。
- 今年度の主な取り組みは、平成30年2月に開催された入札監視委員会でも問題になりました、1社入札になった場合の落札率の高止まりの是正が必要ではないかというご指摘を受けたので、指名競争入札の町外業者の指名ということで、町外業者を必ず2社以上指名すると定めているところです。
- その効果として、平成29年度の指名競争入札における、応札者が1社しかなかった事例は37件ありまして、そのうち工事案件が29件あり1社応札の指名競争入札が4件ありますが、工事案件については、今のところ1件も発生していない状況です。
- 平成29年度の入札執行状況でございますが、執行方法の一般競争入札の全体の欄を見ていただきますと、一般競争全体の落札率が、工事案件で86.22%だったのが、指名競争入札で92.35%で、昨年は、一般競争入札に比べると指名競争入札は、6.1ポイントほど高い落札率ですが、6月末現在ですが、今年度の執行状況ということで、案件数は少ないですが、これも工事案件の一般競争と指名競争の全体をみていただきますと、一般競争全体は86.14%だ

ったのが、指名では、83.73%で、平成29年度とは逆に指名の方が2.4ポイントほど一般競争より少ない落札率ということで、一定の成果は上がっていると考えているところです。

条件付き一般競争入札における地域要件等について、どこの市町村を対象にするかということで、今までは経験則に基づいて、各担当や各課の裁量によっていましたが、これを統一的な基準に改め、業種別の金額別の地域要件や、土木工事、建築工事、舗装工事がございますが、金額3,000万円以上と3,000万円未満に区別し、3,000万円以上であればより多くの地域から参加を募る統一的な取り組みをしているところです。

もうひとつは、前回の入札監視委員会でご指摘いただきました、公告期間が短い案件があるということでしたので、公告期間の拡大という事で、設計価格5,000万円以上の建設工事案件については15日以上公告期間、見積可能な期間を確保しています。

指名競争と同様に平成29年度の条件付き一般競争入札で一社だけしか応札しなかった、平成29年度の案件、事案が12件ございました。現在のところ条件付き一般競争入札で、1社のみしか応札していない案件は該当がないということで、まだ、2ヶ月しかたっておりませんが、一定の成果が上がっていると考えているところです。

平成28年度は95.16%だったのが、29年度は86.47%、30年度6月末現在ですけども85.26%ということで、一定の落札率の低下がみられるということで、特に工事案件につきましても96.56%だったのが、29年度86.56%、30年度は85.93%ということで、これも落札率の低下が入札制度改革そのものとはいえませんが、一定の成果、指標といえるのでは、というふうに考えているところでございます。

今後も委員の皆様方の意見を取り入れまして、より入札制度改革を進めていきたいと思っておりますので、建設的なアドバイスをお願いできればと思います。私からは、以上でございます。

委員長 入札制度改革が着実に改善していることが実感でき、うれしく思います。今日の報告を聞かせていただいて、確認しておきたいことがあります。それは、平成30年度取組とありますけれど、以下の改正が行われているという事ですけども（業者指名の）基準を設定する根拠はどこにあるのか？即ち、考えられるのは、条例でやっているのか、執行機関の規則でやっているのか、或いは要綱とか要領という形でやっているのか？

事務局 互理町内規です。

委員長 実際問題こういうことは、法的にみれば、町の内部的なルールということで、内部的にこういった基準を作るというのは解りますし、基準を作った場合に、果たしてそれを行政内部のルールだけとしてよいのかというのも重要な視点で、むしろ公表すべきようなものと内規的なル

ールで明確に区別する。正規のものとして、外部に出せるものは出す形式で、町民の皆さんに解っていただけるような、あるいは業者の皆さんに解っていただけるような形をとるとというのが、いいのではないかと考えますが、事務局の方々はどのようにお考えですか？

事務局 ご指摘の通りかと思います。参考資料お手元にあるかと思いますが、まずは、内規という話をさせてもらったんですけども、当面、運用をまずは試みて、最終的には、例えばここにある指名基準なり、実施要綱なりに落とししていく、これでいけると判断したときに落とし込みしていく。今のところは、とりあえず内規でやっていく試行の段階です。

委員長 解りました。どうもありがとうございました。

それでは事案審議に入りたいと思います。

今回の事案の抽出は選定担当委員に行っていただきましたが、これらの案件の抽出理由を委員から説明をお願いします。

委員 1件目は、一般競争入札の工事で金額が高額で、入札参加業者9社で、86.6%という落札率で、前年の建築工事の落札率よりも下がっていますし、大きな工事でどういう経過があったのかということに興味があり、1番を選びました。

2件目の案件は、一般競争入札の水道施設ですが、29年度の後半は2社又は3社しか入札業者がなく、5件しかない水道施設ですけども、落札率が非常に高いというところで、その内の1件を選びました。

3件目は、指名競争の建築工事ですが、前回の第2回の入札監視委員会の時も工事として選んだ、町内業者8社ですけど、そのうち6社が辞退して、落札率がほぼ100%ということで、改善は進んでいますが、29年度の後半においては、同じような状況だったので、平成29年度（仮称）わたりseaside base外構工事を選びました。

4件目は、委託の指名競争入札ですけども、指名7社の内5社による応札で、適正な入札かと思いますが、46.09%という落札率で、落とした業者が、随意契約の方に名前が2度上がってまして、こちらは落札率95%超というような、随意契約になってまして、入札の時に46%まで来ているのに、随意契約で95%以上というのは、妥当なのか、企業努力をして是非に取りに行った結果なのか、採算割れ入札で、他の随意契約に結び付けたい意図があるのか、検討してみたいと思い、選びました。

5件目は随意契約で、新庁舎・保健福祉センター建設監理業務委託は、とても大きな金額で、なぜ随意契約なのか、という疑問で選びましたが、こちらの新庁舎の工事について、設計案を出した方が、業務対応しなければいけない、それが適切であるということで高額随意契約

をしたということで、金額的に大きな随意契約なので、これは、入札をするような、もとのプレゼンとセットにするようなことは、可能でなかったのか、随意契約なのに高額だということで、高落札率だったということで選びました。

1件目と5件目については、大きな事業ですし、順調に進んでいく案件かと思しますので、2件目から4件目を、今後のために業務改善するために、検討していただければいいと思い、選定しました。

委員長 どうもありがとうございました。

では、1件目の審議を行います。選定理由から、お願いいたします。

① 平成29年度 亘理町新庁舎・保健福祉センター建設工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格を公表している）

工事種別：建築一式工事

入札公告：平成29年12月 8日

入札開札：平成30年 1月12日

入札参加業者数：9社（うち辞退業者0社）

予定価格（税込）：4,215,024,000円

契約金額（税込）：3,650,400,000円（落札率：86.60%）

委員 工事自体が大きな高額の工事で、参加業者が9社で、入札の結果、落札率が良い結果だったというのがありましたので、今後、多くの案件をこのような形に出来るだけするというのは大変だとは思いますが、どの辺が、そういう入札業者を今回の様に募ることができたのか、お聞きしたい、というところが選定した理由です。

委員長 今回の1件目の入札は、入札制度に照らし合わせると非常にうまく運んだケースではないかと思いますが、うまく運んだ理由がどの辺にあるのか？あるいはそれについて、どのようにお考えですか。

説明員 今回の新庁舎建設につきましては、大変大きな工事費で行っております。どういう理由で業者選定したか、経緯を申し上げますと、大規模な工事でありますので、その発注方式や、入札方式につきまして、内部で十分検討させていただき、発注方式検討委員会を設置いたしまして、県内の復興している庁舎建設事業などと照らし合わせながら、議論を進め、あくまでも透明性、競争性を確保できる発注方式で、全3回の発注方式検討委員会を開催し、近隣の

市町村などを参考にしながら、要件などを十分審議させていただいて決めています。

委員 選定にあたって検討委員会を立ち上げて、今回特別大きな案件で、当然必要だったと思われるんですが、どの程度の規模の事業にそういう形をとるのか、今回は、そうでしたけど、次回はどの程度の規模のもので、検討委員会を立ち上げるのか、基準があるのですか？

委員長 それは、工事全般というか、入札案件全般を検討している委員会ですか？

説明員 これは、新庁舎と健康福祉センターの件に関して特化した発注方式検討委員会です。かなり大規模な、40億を超える想定額、設定額で、十分調査する必要があるという事で立ち上げた委員会です。

委員長 亘理町としては、とても大きい事業だと思いますけれども、こういう検討委員会を開く場合と開かない場合の振り分け基準を定める必要があるのではないのでしょうか。例えば金額が20億くらいの案件だった場合には、開催しないとか、ということもありえます。今回の案件で、委員会を開催して、慎重に検討された、というのは、非常にいいことと思いますが、一定の基準を持っておかないと、業者の方から公平ではないというイメージを持たれます。今後の問題として、検討委員会を開く一定の基準を持っていたほうが、公平性の観点からもよいのではないかと思います。

説明員 復興計画があと2年で終了するという事で、学校の修繕などが終わって、庁舎については最後の50億円を超える規模の工事発注になるということで、審査会を立ち上げましたが、1億で開くのか2億で開くのか、という所は、今後とも検討させていただければと思います。

委員 予定価格は積算して、計算して出しているという事でよろしいですか？

事務局 はい、そうです。

委員長 今回は、新庁舎、保健福祉センター、それから倉庫、新庁舎と保健センターというのは、繋がっていますか？

説明員 はい。

委員長 建物として一体の工事として行うというのは解りますが、外部倉庫というのは、設計を見ないのでわからないですが、普通の建物とは別個にありますか？

説明員 そうです。

委員長 それを分けて発注するというのも、理論的には可能だと、一体的な建物についてはどうしても分けられない、市町村の場合だと庁舎とセンターが一体、すぐ隣にある場合が一般的ですが、倉庫については必ずしもそうではないと思いますが、例えば、分けるというやり方とこののを検討委員会で検討されましたか。

説明員 はい。やはり今回の発注に関して、一体的に発注するのか、電気設備など分割して発注するのか、そういった諸々の発注要件も発注方式検討委員会で検討させていただきまして、総額的に一体的に発注したほうが、安価に収まるということで、電気設備のほか倉庫まで、個別に分けずに一体的に発注しました。

委員長 十分検討された上で、一括発注したほうが、効率的と検討されたわけですね。

説明員 はい。

委員長 わかりました。あとは、入札参加資格の欄の(2)地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないものであること。というふうにあって、167条の4というのは、1項と2項に分かれていて、1項と2項とでは意味合いが全然違ってきます。1項の方はむしろ義務的に入札に参加できない。禁止されている。2項の方は裁量で参加させないことができるという規定があります。1項と2項とで全然意味が違うので、恐らく第1項だと思います。重要だと思うので、1項か2項かということは、明記した方がいいですね。

委員長 それでは、2番目の案件に進みたいと思います。まず、抽出の理由を説明していただいて、選定理由のところですね。2又は3社による辞退無し応札であるが、落札率が高く受注企業がシェアしているような印象を受ける。シェアしているということは談合しているということになるんですけども。

② 平成29年度 災害復旧事業 町道大畑浜北線 配水管布設工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格を公表している）

工事種別：水道施設工事

入札公告：平成29年11月 9日

入札開札：平成29年12月 1日

入札参加業者数：3社（うち辞退業者0社）

予定価格（税込）：15,411,600円

契約金額（税込）：15,292,800円（落札率：99.23%）

委員 同じ業者が落札するのではなく、水道施設の一般競争入札が5件ありますが、5件の内の4件が2社による応札で、1件が3社による入札で、3社でしたときには、他の2社以外の1社が落札している。2社入札の時は、2社が交互に取っているような流れが出てまして、予定価格が公表されてますから、それに近くなるのは、やむをえないと思いますが、公表されている入札結果公開用というのが、亘理町のホームページに載ってまして、結果を見ると2社が入札して、どちらかが取っているんですけど、4件の2社だけの入札を見ると、取らない方が、2万円か1万円だけ引いて、取る業者は20万とか10万とか引いて取っている。しかも、町内の2社で入札するのも同業で知らない訳がない。3社で入札したときに、3社目がとったりする。わからないですけど、素朴な疑問です。

委員長 具体的には、委員に作っていただいた資料ですね。

委員 事務局側にはこれはお渡ししてなくて、亘理町のホームページを見ていたら、入札結果の公開というところがありまして、2社というのは、変わらない2社で、どのくらいの競争が行われているのか、たまたま交代しているだけなのか、取らないときは、予定価格から1万円から、2万円ぐらい引いて、取るときは10万、20万引いてという感じに見えた。

委員長 資料の開札結果の金額を見ても、絶妙にというか、大きく違わない。近接しているような状況。次の資料でも、今出てきた事案3社、2社、だいたい交代にということですね。それから、入札価格を見ても、違いはある、でも、ほぼ、似たような価格で、落札している。この2社の間で仕事の配分が行われているのではないか？ということが疑われるのではないかと。というご質問。この点については？

事務局 事務局としては、今回の5件とも、町からの指名ではなく、一般競争入札で参加申し込みを

受けているので、その申込期間が終わるまで、参加業者が何社になるかは、町の方でもわからないというところです。

委員長 入札の対象参加条件というのは、例えば、周辺地域の町内業者とか、宮城県下の業者であるとか、そういう制限をせずに入札する場合もある。一般競争入札といっても、そのこの括りで、制限がかかっている場合が少なくないです。

説明員 入札参加資格ということで、亘理町、山元町、岩沼市、柴田町、角田市に本店を有する水道施設業者ということと、経営事項審査の総合評点値が600点以上という条件は付けています。

委員 この5件の入札参加者というのは、同じ条件で指定されていたのか、というのが1点と、今のところで大変重要なのは、先ほど説明された、条件を満たす企業というのは、一体何社あるのか、特に入札参加資格のところ、さらに登録部門、水道施設工事に登載をされている者であることというのがいちばん目についておりますので、入札参加条件を同時に満たしている業者が十分、数があるのかというところが1点。

説明員 まず、条件の設定ですけれども、財政課長から説明がありましたけれども、条件設定についてという表の水道施設工事の一番下になりますけれども、これが先ほど申し上げました、亘理町、山元町、岩沼市、柴田町、角田市の工事業者ということで、これは、共通の基準です。この基準を満たす業者が何社あるのか、という事なんですけれども、町内ですと6社、当時は指名停止もありましたので、町内は4社。町外、亘理町以外では7社、全部で11社です。

委員長 町外ということは、山元町、岩沼市、柴田町、角田市の先ほどの条件に含まれる業者が11社ですか。

説明員 先ほどの条件に含まれる業者が11社です。

委員長 そうすると、この2社が交互に取っているわけなんですけれども、両者とも亘理町内の業者だということですね。委員が指摘されたことというのは、このデータを見た時に、談合が疑われる可能性もあるのではないかという不信感をもったということで、前回の入札監視委員会でも、業者が2社か3社ぐらいで工事を請け負っていて、あの時の議論では、そういうのは、十分調査した上で、一般の人から見ると、委員のような不信や疑念が出て不思議じゃな

い。工事の種類によっては、あまり金額は変わらないということで、変わらないからこそ、落札するためには努力して、差別化を図ることによって事業を獲得するという事は、企業にとっては当然のことだと思います。

説明員 後半の5件ですが、前半につきましては、競争されて、落札率が低い状態ですが、後半は、業者の手持ち工事がいっぱいになり、技術者の配分が出来なくなっている。あまり余裕のない状態での入札参加なので、落札率を下げても取りたくない。参加者が少ない理由というものも、前半は競争が働いて、落札率が下がっていますが、後半は、入札参加はしたものの、技術者の余裕がなくて、落札率を下げても、一般競争入札ですから、現在だと町内4社と町外が7社ですが、その当時は、町内の1社が指名停止になっておりまして、あともう1社の業者は（経営審査の）点数が600点に満たなかったもので、町内の4社と町外の7社で、参加可能な業者は11社ですけども、この中で入札に参加できたのが2社か3社だったのではないかと考えています。

委員長 過去に指名停止業者があったのと、それが入札監視委員会の設置にも繋がったので、その工事については、もともとそういう談合のような体質があったと考えるのが普通ではないかと、そうだとするとより慎重に考えるべきですし、実際11社の資格が該当する業者があったという事ですが、周辺の市町村から参加してないですね。だから町内だけの参加ということで、対応策としては、条件のところを例えば地域性を広くするとかしないと、他の市町村の業者も震災があつて、色んな公共事業に関わってますから、技術力もありますし、5件について、全く他の市町村からの参加がない事情がなぜかと思ってしまう。亘理町内のこの業界の強い結束力、外からはなかなか入れないということも疑念を持たれる可能性はあります。

委員 確認していただきたいことは、町外に入っている業者というのが、他の土木事業も含めて、どのくらい入札に参加しているのか、仕組みとしては町外から指名することになっているが、実際に入札に来ているのか。町外業者が、何社あるのか、初めからどういう業法にしてもほとんど町外からの業者が受けられていないのであれば、町外に開かれた形になっていても、実際としては町内で閉じてる話になるので、それが本当に町外に開かれているといえるのか。といったところが1つ目。

2つ目は、大きくない業者なら、先に取った業務の目途が付くまで、次の業務に手が上がらないという話は実態としてあると思います。それを避けるために、町の方で、一時期に発注が集中しない様にしていただくしか方法がないのではないかと。10月から十何日間かけて、

工期が3月31日まで、というのを並べられてしまうと、例えば1社が全部5件を受けることができるのか。そこで、30年度か29年度かの取組の中で、入札参加業者が1社の場合、原則入札を中止とするとか。今起きていることは、本当にやりたい業者が、それなりの価格を入れていただいているだけならいいのですが、業者が、1社応札だけで疑念を持たれない様に、逆に言うと、あんまり取る気のない業者が、ほとんど予定価格の値段で、取る気がないけれども入れる、そういう行動が有ると困る。だから、本当は取りたくないんだけど、その時に手を挙げておかないと、いろんなところで後で問題になるから、次の時のために消極的に入れるというような話が行われてるのだとしたら、ちょっと困る。この案件は5000万円以上ではありませんが、仮にこの案件が、1社入札だったらどうなっていましたか？

事務局 もし、この案件が仮に1者入札だったら、5,000万円以上の案件ではないので、そのまま入札は執行します。

委員 5,000万円以上ではないので、1者入札中止の案件に当てはまらないということはわかりました。先ほどに戻って確認していただきたいのは、町外業者が入札をしているということが、実態としてあるのか、というのが1点目。2点目は、前期というか時間的に余裕のある時期に発注していただくという事しかないのかなと。後者の方は結構難しいと思いますが。

事務局 まず、1点目の関係なんですけども、土木工事とか建築工事については、ある程度金額のあるものについては、町外からの参加があります。水道工事については無い状況です。特に平成30年度の前年の町外を含めた一般公募は、かなり町外からの参加がある状況です。

説明員 この制度になる前、一時期、町内業者プラス町外業者2者で指名していた時期がありました。指名しても参加してこない。ほとんど辞退しています。現時点では条件付き一般競争入札という形でやっているんですけども、全体的に町外の参加者が多い案件を見ると、金額が大きい案件の参加が多いです。水道工事というのは、1千万から今回の物件の中では、高くても3千万ということで、金額が比較的小さいということと、一般の土木工事と違うのが、亘理町の水道指定給水装置工事業者だという条件があって、一般の土木工事業業者ではできない工事になるので、そのような条件が付くと町内の指名停止業者を除いて4社、近隣の業者で7社で合計で11社、この中での一般競争入札になります。

委員長 条件を緩和するというのは？

説明員 できません。要件を外したところで、実際には、亘理町の給水指定業者になっていないと仕事が出きません。

委員長 逆にいうと、町外の業者を対象としても、出来ないわけだから意味がないのでは。

説明員 町外の業者でも、亘理町の給水業者になっているのは、100社くらいありますが、亘理町に入札参加登録をしている業者はあまりないです。仮に、亘理、山元、角田、もっと広げたとすれば、プラス4社くらいにはなります。名取市から仙台市を入れてもプラス4社くらいです。

委員 水道工事は、実態からすると、掘ってみたらいろいろなものが出てきて、その近くでまた対応を考えなければならないとか、地元の方と直接のところで行うから、いろいろと苦情とか来たり、要望が来たりして、対応しないといけないから、遠いところから来て、さあ、やりますよとやったところで、手間はかかるけれどもあまり儲からないというか、そういう部分もありますよね。確かに、仕事の種類として。

委員長 平成30年度はどうですか？

事務局 平成30年度は、6月に入札がありました件に関しましては、町内業者4社の一般競争入札の参加がありまして、落札率は87.8%です。

委員 町内業者に発注する実質的な理由として、水道施設は、破損・漏水修繕・緊急対応をしなければならいですが、どのくらいの割合でありますか？対応しなくてはならないことは。

説明員 普段の漏水修繕で、昼夜を問わず、年間30件くらいです。

委員長 今回の事案は、4社が入札参加してという事ですので、我々が審議したときから、若干改善されていることと思うので、今の時点で、断言できないですけども、注意深く見守っていただきたいと思います。競争性が保てなかった可能性があるという事と思われれます。

委員長 3件目の事案に入りたいと思います。指名競争入札で、町内指名業者8社のうち、応札者が1又は2社の応札が多い原因についてそれに対して、遠慮なく解釈をお答え願いたいと思

ます。まずは、事務局の方から、最初の抽出理由のところ、出てきた件ですね、落札率がほぼ100%に近いという問題ですね、それと、今、審議した、応札者の数の問題ですね。この2点について、事務局の方から説明をしてください。

③ 平成29年度（仮称）わたり seaside base 外構工事

入札方式：指名競争入札（予定価格を公表している）
工事種別：建築一式工事
入札公告：平成30年 2月 8日
入札開札：平成30年 2月23日
入札参加業者数：8社（うち辞退業者6社）
予定価格（税込）：9,492,120円
契約金額（税込）：9,396,000円（落札率：98.99%）

説明員 こちらのシーサイドベース外構工事というのは、シーサイドベースという建築の本体工事がございまして、そのテント式の倉庫の補助事業を受けて、工事終了時点で発注しておりまして、3月23日までの工期で、敷地の外回りの舗装を外構工事ということで発注して発注のタイミングも2月に入札して、実質1か月程度の工期で、正しい工期日数は確保されていますが、年度末の忙しい時期なのが、一番の原因かと思えます。

委員 入札が指名なので、本当は、辞退するときに理由を聞いているような自治体もありますが、実際に忙しいからか、人員の都合がつかないからか、応札を辞退するのは、なにが原因なのかを互理町はアンケートかなにかで聴取していますか？

事務局 入札辞退の理由を出していただくという件は、前年度末に指名委員会で話題になりまして、取ったらいいのでは、という話も以前はあったんですけども、実際取るとなると、本当の理由を書いてくるかどうか疑念がある。ということで、しばらく様子を見るという事になりましたが、もう少し協議をして、必要性があれば、入札辞退の理由書を取りたいと、その時は、そういう結果になりました。

委員長 確かに本当の理由で出してくるかどうかわからないというのは、その通りだと思います。だけれども、やらなければ、もっとわからない。ある程度分かるだけでも、やってみるということは必要じゃないでしょうか、出てきたものをみて、予想した通りであれば、方法を変えるとか、一歩踏み出してみないと、いいものは生まれてこないような気がします。

委員 指名競争の建築で8社指名の2社応札で、落札率が98.99%という案件を抽出させていただきましたが、他の案件だと、1社とか0社とかありますけど、2社該当したっていうのは3件しかありませんが、この案件については、シーサイドベースの本体を取ったところが、2社のうちの1社で、実際、受注されているので、本来の部分で近隣の現場でしょうから、是非とりたいという意欲があつて、落札率は高いけども、とりあえずは複数入札にはなったのかなということを推測しまして、金額は小さくても、応札者数だけ多ければよいというわけではないですが、複数の業者が参加して、入札ができるような状況にもっていくために何が必要なのか、震災から7年たちますし、町によっては、建築の方は山を越えたみたいなどころがありますので、常に応札1社というのが、これは入札としては、異常事態ではないかと、それについて、何か対策をしていかなければ、ならないのではないかと。いかがでしょうか？

事務局 ご指摘の通りで、今回のわたりsea side baseは、町内業者だけを指名した案件でしたので先ほどご説明した平成30年度の取組で、必ず指名は2社以上の町外業者も入れようという取組みをこういったことから、確認している状況でございます。

委員長 入札参加資格のところ、町内に本店を置く事業者となっておりますが、水道工事でもそうでしたが、別に本店だけでなく支社でもいいと思いますが、水道事業についても、支社があれば不測の事態に対応できるので、そういったところは、どうお考えでしょうか。

説明員 水道業者の支店でもよいのではないかとのご指摘ですが、実際に支店を持っている水道事業者はいないのが実態です。

委員長 第3の案件はどうですか、これは支店でもいいのではないのでしょうか。

事務局 先ほどの資料の地域要件のところに「本店（又は支店）」というふうに、水道の方は本店ということですが、水道施設工事以外は支店も対象としております。

委員長 それでは、第4件目の審議に入ります。
第4件目の抽出理由が、指名7社のうち5社による応札ですが、46.09%の低入札で落札されたということで、同者の随意契約2件が95%超であることと比較すると違和感があり、随意契約につながる見通しでの採算割れ入札ではないかと思われるということから、この案件

を選んだということと、追加質問は、低額な落札への対応が必要だと考えられますが、これについてどのような対策を講じていくのか？それについてはどうですか？

④ 平成29年度 亘理町道路台帳更新業務委託

入札方式：指名競争入札（予定価格の事前公表はしていない）

工事種別：建設コンサルタント

入札公告：平成29年12月7日

入札開札：平成29年12月15日

入札参加業者数：7社（うち辞退業者2社）

予定価格（税込）：7,732,800円

契約金額（税込）：3,564,000円（落札率：46.09%）

説明員 こちらの4件目ですね、内容的なところをお話ししたいんですが、道路台帳を受注した業者が、長年、道路台帳を受注しており、昨年は随意契約でしたが、競争性が働かないということで、指名競争入札を行った。推定も入るんですが、長年受注してきたところで、作業手順なり、効率的に進めるという事で、原価ぎりぎりのところで入札に応じたのではないかと。会社の営業的なところもあるでしょうが、長年やってきているから、多少無理して応札したのではないかと思います。

委員 確認はしないんですか。

説明員 低額になった理由を聞くと、基礎資料を持っているからということでした。

委員長 予定価格の半分以下ということで、できる業者にとって、他社と比較したときに、どこが違うのかというのは明らかになります。比較して、どこでこんなに違いがでてくるのかというのがわかりやすいところですけど、そういうことは調べないんですか？

説明員 そういったところは調べていないです。

委員長 その点をちょっと考えないと、色々な問題が出てきます。例えば、これだけ安く工事をするのは、無理ではないかと質問されたときに、受け答えできるように、逆に労働法上の問題で、そっちのコストを抑えてしまうようなことも、会社としては苦しいと、そういうことも理由だと思いますので、中身はどこで違ってくるのかというのは、発注した側は、把握しておかれた方が、いろんな意味でいいのではないかと思います。

- 説明員** 調べてみます。
- 委員長** これだけ違いが大きいのは、ある意味何%か、こういうような場合については調べてみる、出てきた書面上で見ていくことだと思います。比較的時間をかけないでいいと思いますので、今後はこういう見方をしていって、把握するのも重要かと思います。
- 委員** 予定価格はどうやって算出されたんですか。
- 説明員** 予定価格は、正式な歩掛というのがあるって、3社から見積をとりまして、一番安い業者のものを予定価格として使ってます。
- 委員** 見積の中に落札業者のものもありますか？
- 説明員** はい、あります。
- 委員** 入札では安くできてきたと、そういう事ですね。
- 委員** 台帳作成ですから、測量などの要素があると思いますが、本当は前から持っていると基礎的なところはあまり変わりがなくて、修正部分だけを操作して、そこを書き換えれば済むという事が、有るとすると、確かに安くできますが、それは、前の業務に伴って、できている成果として、その測量された成果というものが、次の別の業者にとっても同じものを渡してあげるとい条件で安くなる可能性が本当はあるのに、前に取った業者だけがその情報もっていて、他の業者には渡さないということになって、余分に必要以上の仕事に対して、歩掛をかけて、頼んでいることになると思うんです。だから、前の台帳の出たきたこの種のものの成果品としてみた時に、途中段階としてでているから、次の同じような業務をする時に、必要になるようなもの、例えば電子データ的に一緒に納品をしてもらって、それを基に次の業務をしていただくというような形には、なっていますか？
- 説明員** 納品につきましても、入札をやっていますので、次に開札の業者が取った時にスムーズに行くように、データで渡します。
- 委員** 次の質問は、この同じ業者さんが落とされている、指名競争入札で、同じような台帳で、下

水の台帳などで落とされていますね、こちらの方も納品とか同じ様な状況ですか？あるいは今回は初めてですか、今回は初めてでないと同じように彼らが以前の業務において、自社で持っているなんらかの情報を使うと、本当は、ものすごく安くできる状況にあるにもかかわらず、指名競争入札の結果、彼らしか応札が結局は無く、予定価格ギリギリで、落札されている。そうすると、他の業者がやるとすると高いが、彼らからすると実際には安くできるが、この値段で落としたということになります。

説明員 同じ業者ですけども「公共下水道台帳」と「水道台帳」となっておりまして、こちらは、随意契約ということで契約をしております。随意契約の理由なんです、長年継続していて安く契約をすることが出来るということで、あらかじめ予定価格を下げた状態で随意契約の見積りを行っておりまして、そのため、落札率が95%となっています。随意契約の時は、ももとの予定価格を低く設定しています。

説明員 さきほど言ったデータの移行もですが、システムとしても依頼はしているので、水道台帳も下水道台帳も同じですけども、29年度で仕事した分をそのシステムのデータに落とすというような作業になってしまうので、一部測量とか出てきますが、経費の面で削減した見積をいただいている。それを基に予定価格を決める。ということで、95%という落札率になっています。

委員 その最初の予定価格にするときは、他社からも見積を取っているんですか？

説明員 他社からは取っていません。

委員 他社からは取っていないとすると、彼らが仮に40%で出来る、ほんとは45%で出来るような業務であったとした時に、他から見積を取らないので、予定価格の段階で例えば70%かかりますという事で、100%と想っているところが、確かに安いかも知れませんが、本当に彼らが出来る価格よりは、かなり高い見積りを出して、それを予定価格にして、98%で落としている可能性が無いとは言えないですね。そうすると、先ほどの道路台帳は、競争入札になって、上下水道の方は、随契になった、片方は競争入札になって、片方は随意契約になったのはなぜですか。

説明員 ひとつは、上下水道台帳システムというのがありまして、同じ業者のシステムですけども、そちらを以前から使っているものですから、それがひとつの随契の理由と、あと、長年継続

してやっているために、経費を下げられるという事で、安くできるというのもひとつ。

委員 本当は、彼らはもっと安くすることが出来る技術を持っているけれども、お客さんから文句がでないから、その水準でずっと出し続けるということの危険性がありますよね。仮に何年間に1回本当にそれで大丈夫かどうか、他の業者で、今のシステムからの置き換えをもっと安くできるようになりましたということが表れないかどうか、チェックする意味で、一般競争を時々入れないと、最初に落とした業者さんと心中というか、そういうことになってしまう危険性が高い。

説明員 システムだけみて、その継続性を考えています。

委員長 その問題に絡んでると思うんですけども、業者と契約を結んでやるわけですけども、その際に著作権というのはどこまでなのか、作った側のデータと町の側としては、そのシステムが、会社独自で作った、例えば、改修をしたり、汎用性があるソフトであるのであれば、ほとんど著作権は問題にならないのでしょうか、独自に作られてるんですよね。

説明員 こういうことができるものだという条件を設定した上でのシステムになります。

委員長 そのシステムが、特別のものでなければ、別に他の業者でもそのまま使って、それをベースにして、新しいシステムを改修してもらうというのは可能ですか。

説明員 やり方としては可能です。今のデータをそのまま、他社のデータベースとして使用できるか変換できる場合は、その可能性もあります。

委員長 それは、聞いてみないとわからないですよね。実際にそんなことをするか、どこでも同じようなものを作っているから、どの会社も同じです、となると、それは今までやってきたからというのは、絶対的なメリットとは言えなくなってしまいます。契約している業者だけではなくて、他社ともコンタクトを取っていただいて、やってみられたらよろしいかと思います。

説明員 そういったやり方というのも考えていきます。

委員 道路の上の上面と中に埋まっているものとの違いはもちろんあるとおもいますが、システムとして共通していることとかはあるんですか？

説明員 上下水道は共通なんですけれども、道路台帳は、紙ベースで納品させるものと、電子データで納品させるものと、電子データをGISというシステムに変換させて、その作業をしているので、パソコン上からは道路台帳を見れるようになります。紙ベースでも見れます。

委員 例えば、仕事からすると、水道の方で台帳見ながら、ここは工事しないとだめだとか、その時に道路の台帳の情報が一緒に見えることは、メリットありますか？

説明員 今現在そうなっております。

委員 同じ業者からのシステムだからやり易いということはあるですか？

説明員 今、GISという総合的なシステムの中にすべてを入れている、ただそれは上下水などの登録もそうなんですけども、紙で出たようなデータをそこに入れ込んでいるだけなんです。上下水で持っているデータっていうのはそれプラス、GISで見れないんですけども、それプラス高さの情報、そういったものが独自で見れるようになる。そこで若干違うんです。

委員 わかりました。むしろ一式で全部統合して見られるようなシステムとして入れたほうが、実は安いのかと思います。他の同類の測量系の会社、いくつかありますけど、測量の業務を行われる方なら全部GIS出来ますから、本当に今使っているものからの置き換えがものすごく大変なのか、実は同じようなことが出来るものが、実はもっと安くできるようなことになっているのか、という事の情報収集をしていただく必要があると思います。これまで頼んでいたからこれでいいだろうじゃなくて、情報収集していただいて、時々そういうふう一般競争入札、指名でもいいですけども、そういう所で、競争性を時々きちんと働かせていただいた方がいいと思います。

委員長 その他、ありますか。どうぞ。

委員 最初に戻りますけれども、道路台帳更新業務の方が、随意契約から指名競争入札になって、実際の年間の契約額というのは下がったんですか。

説明員 設計額がその年によって違うので、難しいところがありますし、随意契約するときは、上下水道課の様に、経費を落とすこともあるので、一概に比較するのは難しいです。

委員長 それでは、最後の案件に入りたいと思います。抽出理由については、高額にもかかわらず随意契約というのと、それに至る過程で見積合わせは、通常何回まで行うのでしょうか、ということですね、まずは、事務局の方からよろしく願いいたします。

⑤ 平成29年度 亘理町新庁舎・保健福祉センター建設監理業務委託

入札方式：随意契約（予定価格の事前公表はしていない）

工事種別：建設監理業務

入札通知：平成30年 1月18日

見積執行：平成30年 1月26日

見積徴収業者数：1社

予定価格（税込）：41,689,080円

契約金額（税込）：41,040,000円（落札率：98.44%）

事務局 亘理町建設工事執行規則の第16条から、入札回数1回と再度入札2回ということで、見積合わせを行う回数は合わせて3回までです。

委員長 随意契約の理由については。

説明員 随意契約の理由にありますとおり、設計の段階からプロポーザルにより、選定された業者でありまして、工事設計にあたった、業者の設計共同体につきましても、一体的に行う業務であるため、同一の業者でないと、業務に支障が出るために随意契約としました。

委員 確認ですけども、実際に工事を行う業者がいて、その工事がきちんとされているかどうか、設計者側の立場から確認をするような業務というふうに認識していいですか。

説明員 内容についてはそういうことです。

委員 そうすると、はじめから、その業者にお願いするしかないですね、設計したところをお願いをしないと、設計通りに施工がされてるかどうか確認できないのなら、設計者しかない。その時の見積の取り方って、そもそも受ける人はその人が予定されている訳ですよ。その時の見積って、誰からどういうふうにするんですか？

説明員 見積ではなく、建築仕様の中で、設計基準という、積算基準が決まっていますので、こちら

の計算方式によって計算してますので、見積書をとっての金額の算定という方式ではございません。

委員 それは、この業者さんからすると、自分のところで設計した建物だったら、その数量を標準単価というところに突っ込めば、いわゆる予定価格に相当するものは、かなりの精度で分かるものなんですね。

説明員 実際その建物の面積とその他、確認申請に関するものの修正とかあるので、その金額を入れて積算する設計方式になっているので、この業者ではなくても、図面の建物の面積や規模さえ分かれば、出せる金額です。

委員長 今の説明に関して、ちょっと疑問があります。建設監理業務という事ですので、随意契約の理由、業者選定の理由としては、先ほどの1番目の案件のこれの受託者じゃないと業務に支障が生じ責任の所在があいまいになる恐れがあるために、当該業者を選定したというふうになってますけども、今の説明のところで、設計図等があれば、他の業者でもできるという説明でしたが。

説明員 はい。図面は見て、もちろんわかるとは思いますが、例えば、意匠の話になりますが、図面を見ただけではわからない。なぜ、この型にしたのかという意図が描いた人でないとわからないというところもありますし、設備に関して、なぜ、ここにこういうシステムを入れたのかという、図面を見れば、ここに入れるというのだけはわかるんですけども、何のために入れるのか、という意図があいまいになってしまうと、設計のコンセプトから、形は同じだとしても、ニュアンスが伝わらないところがあるので、図面だけ見てやる人と、実際に描いた人との建物に接する気持ちといいますか、そういうところに誤差が生じてきます。

委員長 設計業者と監理業者は違った方がいいのではありませんか。むしろ、解ってしまったりまへの目で見られた方が、いろんな意味で、見落としだとか、疑問に思わなかったりとか、というところが出てくる様な気がします。監理の範囲の問題かもしれませんが、なぜ、こういう風にしたのか、例えばコンサルタントの監理業務をやっている業者からすれば、それが仕事なので、ここになぜこんなのが入るのか、普通はここに入るはずなのに、入らないのはなぜなのかとか、その辺はむしろ監理する意味が増すのではないのでしょうか。あたり前に解って自分達で設計して、建てて、その人たちが、監理するよりも、むしろ別の目を見た方が、様々な疑問というのも現れてきて、業務の性質からすると、そういうことをやるための

業務ではないかと思えます。

説明員 基本的に設計事務所の人が建物を監理する、設計図を監理する訳ではなく、工事をしている人たちが、設計者の意図を汲み取って、形にしているかどうかを見るもので、設計について、この設計がおかしいという監理ではなくて、同じ現場の人が設計の意図を組んで工事をしているかどうかを見るものです。

委員長 その点も実は外部の違う人が見た方がよく見えると思えます。普通はこういう見方をするけども、例えば、なぜここに鉄筋が入るとか、入らないとか、そういうようなことについても、普通なら入れるはずなのに、なぜここは入らないのですかというのは、違う目で見ると見えるのではありませんか。

説明員 そういう場合もあると思えます。

委員長 メリットとデメリット、実はどっちもあるような気がします。だから、業者選定理由になってない。設計も監理も、違う目で見るというメリットもあるので、責任の所在は、絶対に曖昧にならないはずで。なぜかという、建てるものがそこにあって、設計図があって、建てていて、それを監理するわけですから、責任の所在が曖昧になるからという理由で、設計者を入れた方がいいというのは、理屈にはあてはまらない。逆のこともいえると思えます。

説明員 そうですね。考えが違う目で見ると利点もあると思えます。

委員長 設計を違う目で見るとに意義があるという事を考えないといけないと思えます。この理由が、随意契約にした理由にならないっていうことになると、業者選定の理由が、必ずしも、絶対的に正当なものとは言えなくなりますので、そうすると、随意契約でよかったのかどうか、という話まで発展していくと思えます。

説明員 町としては、設計内容を議会に説明して、承認していただいているので、設計どおり、適正に作ってもらえれば何ら問題はないと考えておまして、やはり現場で建築にあたって、なにか変更点があった場合、どういう意図でこういう設計にしているのか、解る業者でないと、適正に工事期間中に竣工できないというのが、大きなところと思えます。

委員長 おっしゃっている意味は解りますが、その別の見方もできますよという話をさせて頂いています。そうすると、設計の意図を知ってるところでやってもらった方がいいという理由で随意契約にしているわけですが、それは絶対的な理由にならないのではないですか。ということです。

説明員 そうですね、100%というわけではないです。

委員長 本当に建てる業者と関連する業者が管理した方がいいのか、むしろ別な業者が、入札をして、例えば、プロポーザルのようなものであっても、いいかなと思いますけども、金額があるから一概に言えないかもしれませんが、そういうやり方でやるとか、ということも考えられるのではないですか、という疑問があります。

説明員 その意見も、今後の参考とさせていただきます。

委員 他の契約で、この件の様に、設計のところの設計者に委託するのは普通なんでしょうか？

説明員 基本的に、宮城県でやってる方法は、この手の大規模建物については、全部随意契約でやっています。

委員長 参考に、私も宮城県でやってました。比較的、宮城県は、入札制度監視委員会とか、最初は先進地だったと思いますが。今はそんなことはないのではないのでしょうか。宮城県下は、ほとんど横並びだと思います。宮城県にある市町村だから参考にするのはいいことですが、あくまでも亘理町というのは、独立した自治体ですので、むしろそれを超えるような、何が本当にいいのかということを考えていただいた方が、本当の自治というふうに思いました。

説明員 自分達だけで考えてやる方がいいのか、どうか、わからないので、方向性がズレすぎてはどうだろうと思います。

委員 さっきの話に戻りますが、この予定価格というのは、積算単価に数量が入って出されている単価ですか？

説明員 建物面積や階数について、この業務でこの面積については、何人必要かという数字が算定されているものがあるんで、それに単価を掛けます。

委員 この業務を仮に、設計した業者ではないところに委託した時に、提供されるサービスの質が低い、つまり、設計の段階では、例えば、最後にこういう形にしたいということがあって、でも、その収まりのところが図面ではあまりよくわからなくて、業者がこういうふうに解釈して、こうしてしまいました、そうではなく、ここはこうしないといけないから、こっちをキチンと作ってくれないと困る、みたいな細かいことも含めて、指示ができるということは、設計者の意図に忠実にそれを形にするような仕事をしてもらうことができる。仮にそれを自分が設計してない、図面だけ渡された業者が管理業務に入ると、その同じ業務をすることができない。

説明員 そうですね。同じ考えではまずできないと思います。

委員 できないということは、実現できるサービスの質が違うのですが、予定価格の積算の段階の単価にはそれは入っていますか？

説明員 「意図伝達業務」っていうのがあるので、今の設計金額にプラスして計算しています。

委員 「意図伝達業務」というのがあるんですね。なるほど。わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

委員 事務局の資料ではなく、亶理町のホームページに公開されてる、この入札結果の公開用データで、3回入札をして見積合わせをしましたという数字がでていますが、第1回は48,000,000円で、第2回は38,800,000円、最後は38,000,000円、監理業務に自分たちとして、このくらい必要ですよという値段が、「意図伝達業務」を加算した金額が予定価格と10,000,000円くらい開きがあるというのは、不自然ではないですか。

説明員 町としては、決められた積算方法ではない、解らないです。入札される方は、私たちではないので、解らないですけども、この事業をするには、実際このくらいはかかるんですよと示す金額か解らないですけど、業者が入札した金額について、なぜこの金額なのかと聞かれましたも、ちょっと解らないです。憶測しかできないです。

委員 先ほどのお話だと、彼らにとって最後の38,000,000円に近い値段は、はじめから計算で出せ

るはずなんですね。ということは、なにか自分たちの業務は、更にこのくらいの付加価値があると考えて、高い値段を出してきていると思われる。

説明員 金額だけで表せれる方法があるかどうかともわからない。技術を提供するだけ、なにか作るわけではない、自分たちが持っている技術を・現場にいる職員に教えるという業務なので、形にはできない金額なのかと。

委員長 よろしいでしょうか、そうしましたら、これで、審議案件の審議については終了しますということで、この後、我々だけがちょっと別室に移動し、委員のみで意見具申等をする事項について協議します。

事務局 隣に別室をご用意しております。

【委員長及び各委員が別室に移動】

【委員長及び各委員が別室からもどる】

委員長 結論からいいますと、意見具申等をする事項はございません。個々の案件については、少し見方を変えてはどうか、というような話も出てきました。そういう点を踏まえて、いままでのやり方をそのまま踏襲するのではなく、少し試行錯誤して、より適正な入札制度改革を進めるためには、どうすすめたらいのかという事を、今後とも考えていただきたいと思えます。それから、特に事務局の方には、前回、実質的に2回目の審議が行われましたが、審議会で出た意見等を基に、真摯な態度で取り組んでいただいて、それが結果としても、表れてきています。それは、我々としてもすごく心強く思ってますし、そういう真摯な態度に敬意を表したいと思えます。でも、まだ、始まったばかりですので、今後とも皆さんと我々の力を合わせて、よりよい入札制度改革を進めていければと思います。

委員長 最後は次回の事案抽出者ということですが、これについては、第1回会議の時に50音順で決めるということですので、よろしく願いいたします。では、最後の議案である、次回抽出者について確認された。ということで、最後に事務局に進行をお渡します。

事務局 すみません。ひとつだけ、アドバイスをいただきたいと思いますが、今回の栗原市の官製談合事件で、最低制限価格を入手しようとする事件だったと思いますが、新聞報道ベースで何

とも言えないところもあると思いますが、最低制限価格の事前公表を行っている自治体が、古いデータですが、全国で130くらいあります。県内ですと富谷市が一部の事案だけ事前公表をしていて、県内では、ほとんど例はありませんが、一度検討してみてもいいのではないかと意見もあります。ただ、新聞報道とは逆に国土交通省は、最低制限価格を公表すると、みんな最低制限価格で入札するので、くじ引きが乱発されるということで、適正な積算が行われなとか、技術力や競争性が損なわれるというような意見が多く、国交省はやめてほしいという動きらしいですが、ただ130の自治体はやっているということで検討してもいいのではないかと意見も内部にあります。

委員長 全国に自治体は1700余りあるのでそのうちの数%の自治体が試行的にやっているのではないと思いますが、やってみる価値があるのかどうか、もう少し、メリット、デメリットを考えた上で、と私は思います。

委員長 最低制限価格を公表したとしますと、堤防のようなメリットはあると思います。

事務局 昨年度は実際、最低制限価格を下まわる価格でできたものも何件か見受けられます。

委員長 もう少し具体的に、メリット、デメリットを出せるとこまでだして行って、試験的にやってみようかということでよろしいんじゃないでしょうか。

事務局 もう少し検討を進めさせていただきます。

事務局 以上で第3回互理町入札監視委員会を閉会します。ありがとうございました。